

登録教習機関の技能講習の廃止の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 77 条第 3 項において準用する同法第 49 条の規定による技能講習の廃止の届出があったので、同法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定により、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	一般社団法人 日本ボイラ協会
登録教習機関の住所	東京都港区新橋 5 丁目 3 番 1 号
代表者の氏名	会長 辻 裕一
廃止する講習区分	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
廃止年月日	令和 7 年 8 月 25 日

令和 7 年 9 月 8 日

東京労働局長

